

第五條 高等中學校ノ各學科ノ程度左ノ如シ(二十一年七月省令第六號ヲ以テ本條改正)

國語及漢文(漢字交リ文及漢文ノ講讀、作文)、第一外國語(講讀、會話、作文、翻譯)、第二外國語(前項ニ同シ)、羅旬語(文法、講讀)、地理(政治地理)、歴史(希臘、羅馬、獨、佛、英、米ノ歴史)、數學(平面解析幾何、立體解析幾何ノ初歩、方程式論大意、微分、積分)、動物及植物(醫科動物學及人體解剖學)、地質及礦物(大意)、物理(理論及實驗)、化學(無機化學、有機化學、理論、實驗及分析)、天文(初歩)、理財學(大意)、法學通論(大意)、哲學(心理及論理)、圖畫(畫法幾何及用器畫法)、力學(運動學及分子固體液體ノ力學)、測量(理論及實地演習)、體操(兵式體操)

●文部省告示第三號(明治十九年十一月三十日)

勅令第十五號中學校令第四條ニ基キ高等中學校ノ設置區域ヲ定ムルコト左ノ如シ

高等中學校ノ設置區域

第一條 高等中學校ノ設置區域左ノ如シ

高等中學校設置區域

- 第一區 東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、群馬縣、栃木縣、愛知縣、靜岡縣、山梨縣、長野縣
- 第二區 宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣
- 第三區 京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、(二十年文部省告示第十二號ヲ以テ本區中兵庫縣ノ下へ「奈良縣」ノ三字ヲ追加ス)三重縣、滋賀縣、岐阜縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、和歌山縣、徳島縣、香川縣、(二十一年文部省告示第十一號ヲ以テ本區中徳島縣ノ下へ「香川縣」ノ三字ヲ追加ス)愛媛縣

### 高知縣

- 第四區 新潟縣、福井縣、石川縣、富山縣
- 第五區 長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿児島縣

### 第三節 本校の設立と敷地の選定

上述の通り、高等中學校は、明治十九年四月十日の勅令を以て出現し、第一及び第三の高等中學校は既存のものを改め、第二・第四及び第五區には新設すること、なつた。然るに第二區に於ける仙臺は、本來同地方文化の中心を爲して居つた關係上、殆ど決定的のものであるが、残る第四・第五の兩區に於て、何處に高等中學校を設置すべきであるかは、大いに考慮を要する所であり、中に就いて、九州地方が最も困難を感じたものらしい。是に於てか森子は、十九年十二月二十五日より、九州諸縣及京都府學事視察の爲に出張し、翌年十月十九日には、石川縣地方學事巡視として出張を爲し、到る處の地方長官、地方有力者、竝に學校當路者と面接して、改革の主旨や抱懐せる意圖を明かにすると共に、地方の事情なり希望なりに注意深く耳を傾けたのであるが、石川縣の如きは、縣下有志者相謀り、同月二十五日金澤來着の森子を金澤勸業博物館に招待し、記念のため、「エンサイクロペヂヤ・ブリタニカ」一部を第四高等中學校に寄附したくらゐである。(明治二十年十一月二十六日官報)

教育地として  
の長崎

長崎は支那にも近く、又西船の往來も繁く、従つて、常に九州に於ける文明の先驅を爲し、幕府直轄の明倫堂が、最も早く此地に設けられ、大村の五教館之に次ぎ、熊本の時習館は第三位であつた。且又、明治五年の學制

頒布當時に於ても、前述の如く全國八大學區の一と定め、廣運館を第六大學區長崎第一番中學、醫學校を第六大學區長崎醫學校と改稱せられて居り、明治七年には、九州に於ける師範學校の嚆矢を爲してゐる程で、假令第五區の高等中學校を長崎に置くとしても、誰も異論は無かつた筈である。然るにも拘らず、之を熊本に置くことに決定するまでには、相當の経緯がなければならぬ。即ち第四區に於て、新鴻を避けて金澤を選んだのと、同工異曲ではあつても、森文相の先見と熟慮と英斷とに依るのは疑ふべからざることであらう。森文部大臣は、長崎より佐賀を經、二十年一月十五日、山鹿發着熊、手取本町の舊積翠園に投宿し、十七日午後、鎮臺を巡視し、同夜、一日亭に於て、縣廳諸會社有志者の懇親會を開きて響應し、二十日、三角港より乗船して鹿兒島に向ひ、二月十九日、島原より百貫石を經て、再び積翠園に投宿、大分に向け出發の趣であつた。而して一月二十二日の紫漢新報には、「森文部大臣の九州巡視は吾人の望を屬する所なり」の題下に、「今回同大臣が九州巡視も吾人が所見を以てすれば九州に於ける高等中學校地位實驗の事なるべしと信するなり云々」と記して居り、二月一日のには、「高等中學校地面測量」の見出しの下に、「兼て高等中學校建設の地面となるべき筈の區内赤尾口の地は昨今測量中なり」とあり、四日には之を取消してゐる。

第五高等  
中學校を  
熊本と定  
めらる

此の如くにして、高等中學校設置區域第二區内が、明治十九年十二月九日仙臺に、第四區内が十一月三十日金澤に決定し、二十年四月十八日、文部省告示第三號を以て、夫々第二・第四高等中學と稱せられたが、本校は二十年四月十五日、即ち其の三日前、文部省告示第二號を以て漸く熊本と定まり、茲に愈々五月十日より臨時縣會を開いて、「自明治二十年度至同二十一年度高等中學校建築諸費支出ノ件」を附議し、五月三十日を以て第五高

肥後の教  
學と他藩

等中學校と稱せられたものである。

熊本鎮臺（二十一年五月第六師團と改稱）が熊本に置かれたことは、此の地が九州の中央に位してゐると云ふ事が、主なる理由の一つではあつたらう。さりながら、地の利は必ずしも唯一の理由とは申されぬ。教育も亦同様で、文教の歴史と美俗の傳統とに依る環境が最も緊要である。この意味に於て、由來熊本の地には、阿蘇・菊池二氏の文教があり、加藤氏の流風があり、細川氏の餘韻が儼然として存して居り、學府としては、遠く遡れば古昔の太宰府に亞ぎ、殊に徳川時代、關西第一を以て稱せられてゐたことは、龜井南冥の肥後物語にも備に記され、鹿兒島の造士館も、佐賀の成章館も、柳川の傳習館も、白河の立教館も、會津の日新館も、津山の學問所も、彦根の稽古館も、小濱の順造館も、掛川の教養館も、水戸の弘道館も、直接間接時習館の影響を被つて居り、或は又、越前の松平春嶽に於ける横井小楠の如きも亦同じである。森子の所謂社會上流に立つべき人物を養成するには、大藩にして而も良風張る熊本の地が、地理的にも、歴史的にも、その條件を具備してゐる點に於て、森子の意圖に合致する所があつたことは推測することが出来る。

森子のみ意見ではないが、時俗動もすれば華美に流れ、剛健質實の風地を拂はんとするの際、地方有爲の青年が、相踵いで東都に赴いて、知らず識らずの間に惡化することは、國家社會の爲に最も憂ふべき事であり、又、之を經濟的に考へても、寒心に堪へぬ次第でもある。こゝに高等中學校地方設置の必要缺くべからざるものがあることは、識者の齊しく考へたことである。

當時に於  
ける東都  
遊學是非

今その一例を示せば、明治二十年十月十一日の官報に、「學生借財者處分方」の見出しの下に、

帝國大學ニ於テハ各分科大學々生及研究生ニシテ不必要ノ借財ヲ爲シクハ漫ニ他人ノ物品ヲ使用スル所行アル者、借財若クハ物品使用ニ付キ返辦ノ督促ヲ受クル者、及同上ノ事項ニ付キ訴訟セラル、者ハ皆ナ品行不良ニ屬スル過失トシテ之ヲ處分シ右ノ過失アル者ハ卒業ノ際右辨償ヲ終ヘタル上ニアラサレハ卒業證書ヲ授與セサルモノト定メタリ(文部省)

とあるのは、一斑以て全豹を知るに足るものであらう。

ともあれ古き歴史と力ある傳統とを忽にしては、教育も文化も榮えるものでないとすれば、結果から推して考へて見ても、此の地熊本に高等中學校を設けたことは、單に之を文化の地方的普及からばかりでなく、國家的有意義の企圖であつたのである。現代に於ける高等學校は、形式的には兎も角として、事實上は官立大學の豫料たるの觀があり、各地方に總合大學・單科大學・各種の専門學校等があるので、取り立てて云ふほどのことでもないが、當時に在りては、名實共に地方の最高學府であつただけ、一層重大意義を有して居つたわけである。

既記の如く、本校は明治二十年四月十五日を以て、第五區高等中學校の位置を熊本と定められ、同年五月三十日を以て、第五高等中學校の名稱が出来、六月四日、第一高等中學校校長兼高等師範學校幹事野村彦四郎氏が學校長に任命せられ、茲に始めて本校の形式が成立つた次第であるが、第二・第三・第四の各高等學校と同じく、建設の費用は、當該地方の寄附に依ること勿論である。而して其の設立費總額拾萬圓も、當時小學授業生の俸給が、高等科九圓以下四圓以上、尋常科六圓以下三圓以上、二十年一月二十二日、米穀一石熊本市三軒町四圓七十七錢、同四月二十九日、雞肉百目十三錢、雞卵一箇九厘、同一月十三日、牛肉上肉一斤八錢、下肉五錢等から考へ

本校建設  
費の出所

熊本設置  
の國家的  
意義

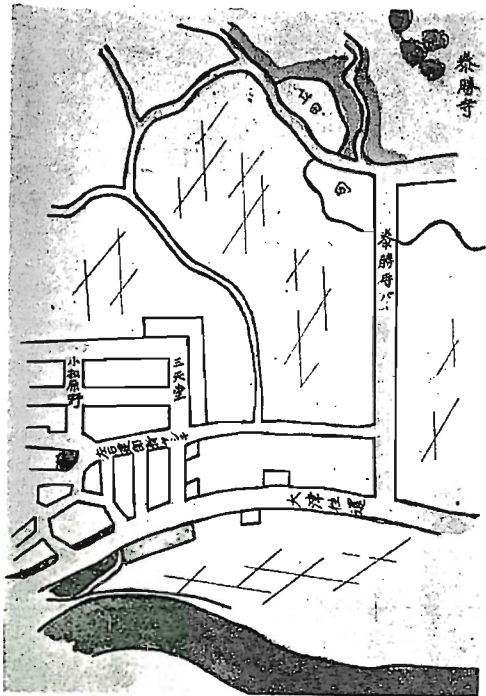
ると、熊本縣としては相當の負擔となるわけであれば、細川侯・縣當局・縣會議員並に地方有志者の理會と努力とが與つて力あることは言ふまでもない。即ち、八萬圓を縣會の議決に依つて地方税より支出し、(六萬圓は二十年度、二萬圓は二十一年度)一萬圓を舊藩主細川護久侯より、(熊本縣廳所藏學校寄附金表に従へば、明治二十年十月六日付寄附金願出)残りの一萬圓を地方有志の寄附に依つたものである。(明治二十一年熊本縣公文類纂第八類雜件第五高等中學校寄附金納附簿に據れば、二十一年十月二十六日より、二十三年十月二十六日までに納附、個人別不明。)

かくして創設費の出所は定まり、文部當局の意向も決して、愈々熊本に置かれることになる、次に來るべき問題は、敷地の選定である。其の頃の紫漢新報や熊本新聞等に依れば、京町宇土小路・飽田郡小峰及び島崎村・託麻郡水前寺近傍の一本楯・上立田村三ノ宮近傍・玉名郡築地村等近くの候補地があつて、夫々運動したものを手しく、六月二十一日着熊の野村校長も、二十七日には、川上視學官と共に、島崎・宇土小路等を見分したのを手始として、其の後も各地を巡視し、山口技師も八月七日着熊、八日より九日まで各地を巡視したが、其の何れも好適の地としての確信を得ず、八月八日よりの相談會に於て、學校側より參集の人々に對して、充分の検討を希望したほどであり、現在の敷地の如きは、曩に森文部大臣もそれとなく一見し、秘密裡に之が踏査研究を進めたものらしく、十月下旬を以て漸く決定を見るに至つたものの如くである。

今日から五十年前のことを考へて見れば、他の何れの高等中學校に較べても、より廣き地域を龍山白水の間に見出してくれたものであると、唯々感謝措く能はざるものがある。否そればかりでなく、五高等中學校の中、二

敷地決定  
の経緯

五高等學  
校中懸念  
なきは本  
校のみ



明治四年頃の南龍

福を味つてゐるではないか。

嗚呼、思へば多年、九州に於ける最高學府に來り學べる者にして、孰か胸中無限の光榮と感激とを有しなかつた人があらう。而して其の光榮感激こそ、無形の校風ともなり、校規ともなつて、後進を鞭撻し誘掖しつゝ、あるではないか。國大にして賢材多きが如く、校廣くして人物の輩出せる、亦宜ならずやである。

#### 第四節 入學・學科・程度等に関する相談會

相談會開  
催の理由

法令規則の整備せる今日の學校教育は、法令の定むる所、規則の示す所に従つて、適當に善處すればよいのであるが、學制改革直後の事でもあり、且は又、高等中學校なるもの、創始に際しては、之を經驗に徴し、文獻に準るのでなくして、凡てが建設されなければならぬ。是に於てか本校は、生徒入學に關する諸件や學科程度等を同一にし、又將來氣脈相通するの便を計る爲、九州各縣の尋常中學校長・各縣學務員及び（本校は將來地方税に關係を有するものなれば、最初より）縣會常置委員も、相與に會合して諸事を評議すべきことを、各縣知事に謀り、直にその同意を得たので、二十年八月八日午前八時より、櫻井町の假事務所の階上に於て、熊本縣醫學校長熊谷省三、同附屬病院長大谷周庵、熊本縣屬小野正尊、同藤崎熊雄、同常置委員原田隆道、同嘉悦信之、同白木爲直、阪本淳藏、同小崎義明、同紫藤寛治、同村上一郎、大分縣尋常師範學校長鎌田榮吉、同屬柴田重英、佐賀縣尋常中學校長原口元照、同屬野田啓太郎、同常置委員永田佐次郎、同牛島秀一郎、福岡縣尋常中學校長安田彌藏、同修猷館長隈本有尙、同縣屬川江種信、同柳川橘陸學館教員小幡三郎、同豐津尋常中學校教員島田省一、同常置委員立花親信、長崎縣尋常師範學校長小山健三、同尋常中學校長猪飼麻次郎、同縣屬吉谷龍夫、同常置委員（議長）志波三九郎、同朝長恆三（記録順）の諸氏の參集を得て、相談會を開いたのであるが、その内容に就いては、學校より掲出せる「御相談ノ件」なるものが存してゐる。即ち、

相談會出  
席者氏名

御相談の  
件と第一  
日の討議

一、第五高等中學校學科程度及教科用書ハ務メテ第一高等中學校ト同一ナラシメン事ヲ期ス故ニ當校區域内尋常中學校第三年級以上モ亦タ當校豫科學科ノ程度及教科用書等同一ナラシメハ將來各尋常中學ヨリ當校ヘ無試験ニテ轉學スルノ便ヲ得ヘシ依テ漸次其運ニ相成候様致度右實施上ノ御意見如何